

新旧対照表

○神奈川県道路占用許可基準

改正	現行
<p>法第3号物件 — 自動運行補助施設 — <u>自動運行補助施設</u></p> <p>(方針) <u>原則として認めない。ただし、道路法第33条第2項第6号に該当する場合で、道路部長との協議が整ったものについては、この限りでない。</u></p> <p>(位置) <u>1 総則第6条から第10条までの規定に適合すること。</u></p> <p>(構造) <u>1 剥離、汚損、火災その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。</u> <u>2 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。</u> <u>3 道路の強度に影響を与えないものであること。</u> <u>4 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合するものであること。</u> <u>(1) 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分な強度を有していること。</u> <u>(2) 耐久性が明らかであること。</u> <u>(3) 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。</u> <u>(4) 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。</u> <u>(5) 維持管理が容易であること。</u> <u>(6) 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。</u></p> <p>(その他) <u>1 台風等の強風（暴風警報程度）を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去させることとする。</u> <u>2 落下、剥離、老朽、汚損等のないよう定期的に点検等を実施するとともに、</u></p>	<p>(新規)</p>

改正	現行
<p data-bbox="159 177 999 209"><u>落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこととする。</u></p> <p data-bbox="147 253 293 285"><u>(関係通知)</u></p> <p data-bbox="136 293 1140 363">1 「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」(令和2年11月25日付け <u>国道利第22号、国道交シ第58号</u></p> <p data-bbox="147 408 383 440"><u>[追加：令和6年]</u></p>	

改正	現行
<p>令第14号物件 —災害応急対策施設等— <u>災害応急対策施設等</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>防災拠点自動車駐車場内に設けられる次のものをいう。</u></p> <p>1 <u>広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者（以下「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの。具体的には、防災情報を提供する案内表示板やデジタルサイネージ等のほか、災害時においても利用可能な無線基地局、非常用照明設備等が想定される。</u></p> <p>2 <u>次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの</u></p> <p>(1) <u>ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの。具体的には、物資を保管する機能や災害時における調理台としての機能を有するベンチ等が想定される。</u></p> <p>(2) <u>貯水槽その他これに類する施設。具体的には、地下におけるタンク貯蔵所、防火用水槽等が想定され、地下に設置されるものに限らない。</u></p> <p>(3) <u>太陽光発電設備及び風力発電設備。発電設備により変換された電力が、災害時に、防災拠点自動車駐車場を拠点として実施される災害応急対策に利用されることが予定されているものが想定される。</u></p> <p>(4) <u>高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における防災拠点自動車駐車場又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地における防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの。具体的には、防災拠点自動車駐車場における避難所の住民等に対する炊き出しや物品提供等に協力することが予定されているレストラン、売店等が想定される。</u></p> <p>3 <u>備蓄倉庫等。具体的には、災害時に備えて食糧、医薬品等を保管する備蓄倉庫、災害時における電気供給を目的として設置される発動発電機、負傷者の救護活動を行うための医療用コンテナ等が想定される。</u></p> <p>(方針)</p>	<p>(新規)</p>

改正	現行
<p>災害応急対策施設等の設置及び管理により道路管理者による道路区域内の日常的な点検、清掃等が行いにくくなる場合には、<u>占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。</u></p>	
<p>(位置)</p>	
<p>1 <u>災害応急対策施設等が地面に接する場合には、原則として、その部分が車路以外の部分であること。</u></p>	
<p><u>車路以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。</u></p>	
<p>2 <u>地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。</u></p>	
<p>(1) <u>路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。</u></p>	
<p>(2) <u>道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。</u></p>	
<p>3 <u>原則として車路等の交差する部分等の地上に設けないこと。</u></p>	
<p><u>防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。</u></p>	
<p>4 <u>道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。</u></p>	
<p><u>災害応急対策施設等を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させるものとする。</u></p>	
<p>5 <u>近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。</u></p>	
<p>(構造)</p>	
<p>1 <u>防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。</u></p>	
<p><u>災害応急対策施設等の構造を工夫して、防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とする。また、災害応急対策施設等の意匠、構造及び色彩は、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものとする。</u></p>	
<p>2 <u>車両の運転者の視野を妨げないものであること。</u></p>	

改正	現行
<p><u>災害応急対策施設等の設置により新たに防災拠点自動車駐車場内に死角を生じさせないものとする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車路又は駐車ますへの飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものとする。</u></p> <p>3 <u>維持、更新等の作業に際して、防災拠点自動車駐車場の利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</u></p> <p>4 <u>広告塔及び看板については、次の構造であること。</u></p> <p>(1) <u>車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼし、防災拠点自動車駐車場の利用に支障を生じさせるおそれのないものであること。</u></p> <p>(2) <u>表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。</u></p> <p><u>車路寄りの場所に設置する場合(設置場所と車路との間に駐車ます等がある場合を除く。)、表示部分は、車路から正対して正面の車路側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。</u></p> <p>(3) <u>倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由(以下「倒壊等」という。)により防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。</u></p> <p><u>災害発生時においても倒壊等を防止するための措置が講ぜられているものとする。</u></p> <p><u>また、次の事項に該当するベンチ等、貯水槽等、食事施設等及び備蓄倉庫等の占用は、許可しないものとする。</u></p> <p><u>ア 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの(災害応急対策のために必要な物件であって必要最小限度の量を搬入等する場合を除く。)</u></p> <p><u>イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p>1 <u>広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。</u></p> <p>2 <u>公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。</u></p> <p>3 <u>夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該</u></p>	

改正	現行
<p><u>災害応急対策施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。</u></p> <p>4 <u>占用の許可を行うに当たっては、災害時において当該災害応急対策施設等を用いて実施される活動等に関する事項を内容とした、占有希望者と関係地方公共団体等との合意文書等によって、当該災害応急対策施設等が災害応急対策に資する機能を有することを確認すること。</u></p> <p>(関係通知)</p> <p>1 <u>「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」(令和3年9月24日付け国道利第27号、国道評第34号、国道環第59号、国道高第154号)</u></p> <p><u>[追加：令和6年]</u></p>	

改正	現行
<p>令第3号物件 ー津波等避難施設ー 津波等避難施設</p> <p>(方針) 津波等避難施設は、洪水、高潮又は津波(以下「津波等」という。)からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波等からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いもので、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路部長と事前に協議が整っていること。 2 占用主体は、次の各号全てに該当する者であること。 <p>(1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波等避難施設を適確に管理することができる者と認められる者であること。</p> <p>(2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波等避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。</p> <p>(位置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 (略) 3 道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波等避難施設を設ける場合には道路構造条例に規定する幅員が確保されなければならない。 4 津波等避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。 5 (略) 6 地域住民や道路通行者などが津波等からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。 <p>(構造)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 津波等避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。 	<p>令第3号物件 ー津波避難施設ー 津波避難施設</p> <p>(方針) 津波避難施設は、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いもので、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路部長と事前に協議が整っていること。 2 占用主体は、次の各号全てに該当する者であること。 <p>(1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができる者と認められる者であること。</p> <p>(2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。</p> <p>(位置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 (略) 3 道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造条例に規定する幅員が確保されなければならない。 4 津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。 5 (略) 6 地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。 <p>(構造)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

改正	現行
<p>3～6 (略)</p> <p>7 津波等避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。</p> <p>8 津波等避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 津波等避難施設の占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占有許可の更新を認めない特別の事由とは、津波等避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。</p> <p>2 道路に関する工事に伴う津波等避難施設の移転、改築、除却等の費用については占有主体が負担すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 占有主体は定期的に点検等を行い、津波等避難施設の適切な維持管理に努めること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 津波等避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないようにすること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じること。</p> <p>(参考通知)</p> <p>1 「道路法施行令の一部改正について」(平成 25 年 3 月 1 日付け国道利第 10 号)</p> <p>2 「洪水、高潮又は津波からの一時的避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占有の取扱いについて」(令和 3 年 9 月 24 日付け国道利第 29 号)</p> <p>[一部改正：令和 6 年]</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>7 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。</p> <p>8 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 津波避難施設の占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占有許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。</p> <p>2 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占有主体が負担すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 占有主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないようにすること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じること。</p> <p>(参考通知)</p> <p>1 「道路法施行令の一部改正について」(平成 25 年 3 月 1 日付け国道利第 10 号)</p> <p>[追加：平成 26 年]</p>

改正	現行
<p>令第 13 号物件 ー自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所ー</p> <p>自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所</p>	<p>令第 13 号物件 ー自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所ー</p> <p>自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所</p>
<p>(方針)</p> <p>認めない。</p>	<p>(方針)</p> <p>認めない。</p>

改正	現行
<p>法第1号物件 <u>－その他－</u> <u>電気自動車等用充電機器</u></p> <p>(方針) <u>電気自動車等用充電機器は、充電機器（基礎を含む）本体の他、充電スペース、保守用スペース、地下管路、地下電線、受電設備（分電盤等）、案内サイン及び上屋を含むもの（以下「充電機器等」という。）であり、占用主体は、充電機器等の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができることと認められる者であること。また、充電機器等の占用により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなる場合は、道路管理上必要となる点検等を適確に行うことができる者である場合に限り認めることができる。</u></p> <p>(位置) 1 <u>総則第6条から第10条までを準用する。</u> 2 <u>駐車枠を含む充電機器設置スペース（以下「充電スペース」という。）の構造や設置場所については、歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道が分離されている道路において、窪んだスペースを設け、充電スペースとして設置（複数基設置する場合を含む。）する形態とすること。</u> 3 <u>駐車枠は路面に設置すること。</u> 4 <u>駐車枠の幅は、利用を想定している車両の最大幅を基準に設定すること。また、充電に要するコネクタ接続時の幅を考慮すること。</u> 5 <u>充電口の位置に合わせて、車両が駐車枠の中で前後に駐車位置を合わせられるよう、充電スペースを確保すること。</u> 6 <u>充電車両が駐車枠に駐車することができ、本線の交通を妨げることなく安全に流出及び流入できるよう、充電スペースの前後には適切なすりつけ長を確保すること。</u> 7 <u>駐車枠の位置は、充電車両が車道にはみ出さないようにするとともに、充電車両のドアの開閉が走行車両（自転車等の軽車両を含む。以下同じ。）の通行の支障とならないようにすること。</u> 8 <u>複数基設置する場合は、複数の充電車両の円滑な入退出が可能となるような駐車枠や充電スペースの大きさを確保すること。</u> 9 <u>駐車枠の幅や位置等については警察と調整を図った上で設定すること。</u></p>	<p>(新規)</p>

改正	現行
10 <u>歩道等に充電機器等を設ける場合には、道路構造条例に規定する幅員を確保すること。</u>	
11 <u>次に掲げる場所については事故防止等の観点から充電スペースを設置しないこと。</u>	
(1) <u>充電車両により走行車両の視認性を阻害する場所</u>	
(2) <u>坂の上、屈曲する部分等の走行車両の見通しが悪い場所</u>	
(3) <u>充電車両が走行車両から視認困難な場所</u>	
(4) <u>交差点及び横断歩道付近</u>	
(5) <u>建物への出入り口付近等のアクセスを阻害する場所</u>	
(6) <u>充電機器のメンテナンスのための十分なスペースを確保できない場所</u>	
(構造)	
1 <u>充電機器は、道路上の長時間の駐停車を避けるため、急速充電器であること。</u>	
2 <u>充電機器の関係業界団体の定める手引書及び「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年3月（同年4月改定）国土交通省道路局策定）」を参考とし、バリアフリー対応を行うこと。</u>	
3 <u>電源、電線及び充電ケーブル等について、歩行者や走行車両の通行の支障の原因にならないような配置とし、現地の状況を踏まえ必要に応じて埋設すること。</u>	
4 <u>充電機器の利用状況や時間帯に応じた道路の状況を踏まえ、安全な配置であること。</u>	
5 <u>充電車両と走行車両が接触しないよう留意し、走行車両の走行位置との離隔を十分にとり、法定外表示や看板等により適切な注意喚起などをすること。</u>	
6 <u>充電スペースへの入退出時や充電車両の運転手等の乗降時において、走行車両との動線の錯綜が起きる可能性があることから、現地の交通状況や道路状況等を踏まえ、両者に注意を促す看板の設置など、交通安全対策を行うこと。</u>	
7 <u>充電機器により、既存の道路標識等の視認性を妨げないこと。</u>	
8 <u>交通安全のため、周辺の交通状況や交通規制に係る警察との協議等に応じて、車両乗入れ部の縁端構造に準じた縁石の設置、充電スペースの着色等の適切な工夫を行うこと。なお、着色を行う場合においては、自転車専用通行帯など他の空間と混同する色彩は避けるとともに景観に関する条例等に適合したものであること。</u>	
9 <u>ドライバーが迷わず安全に充電スペースに到着でき、他の道路利用者にも充</u>	

改正	現行
<p>電スペースの存在が分かるよう、また、目的外の駐車を抑制するため、屋外広告物条例等の関係法令に適合した充電スペースの設置場所を示す案内サインを設置すること。</p>	
<p>10 充電機器の設置に関しては、駐車場法（昭和32年法律第106号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の該当する法令等の規定に従うこと。</p>	
<p>11 自転車ネットワークの計画など当該区間における道路整備や利用計画との整合が図られていること。なお、検討時点において、該当計画が無い場合であっても、歩行者や自転車等の通行空間をはじめとする当該区間の将来的な道路整備や利用の支障とならないよう、関係者との調整が図られていること。</p>	
<p>12 「自転車活用推進計画」において、自転車通行空間の確保の観点から「利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進する。」とされていることに留意すること。</p>	
<p>13 道路法（昭和27年法律第180号）に規定される自動車駐車場（路上駐車施設）は、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る観点からその整備が求められる場合において、道路管理者が道路附属物として整備するものであり、自動車駐車場（路上駐車施設）に駐車場の機能を残したまま充電機器を併設する場合には、地域の駐車需要等を踏まえ、充電機器設置後も当初の設置目的に支障が生じないことを確認すること。</p> <p>(その他)</p>	
<p>1 占有許可を得て設置する充電機器等は、公共の用に供されるものである必要があるため、特定少数の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般の利用者を対象としたものであること。</p>	
<p>2 占有する場所に関する交通規制の必要性について、占有物件の設置場所における駐車規制の有無にかかわらず、警察と調整を実施しているものであること。</p>	
<p>3 充電機器の設置に際し、事前に沿道地権者に説明が行われているものであること。また、沿道地権者の権利を著しく侵害していないものであること。</p>	
<p>4 占有許可申請に当たっては、事業の内容のほか、以下に掲げる事項を記載した事業計画書を添付資料として提出させること。</p>	
<p>(1) 充電機器の利用環境が分かるようなウェブサイトへの写真等の情報掲載等、利用者への配慮に関する事項</p>	
<p>(2) 充電機器に係る関係業界団体の定める手引書等の記載を参考とした日常点</p>	

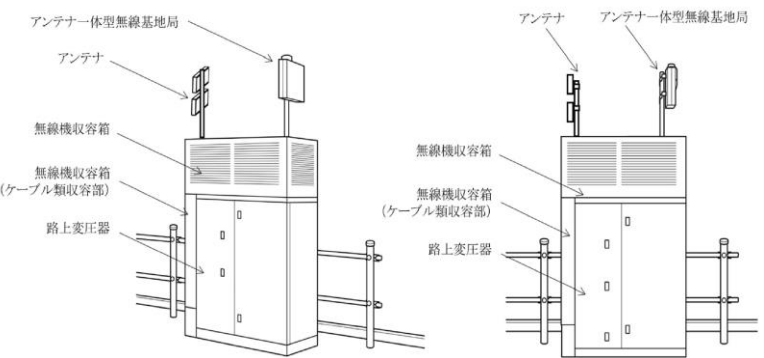
改正	現行
<p>検や必要に応じて行う電気主任技術者の定期点検に関する事項</p> <p>(3) 占有物件や占有場所の施工及び管理における防災、設備安全、環境保全及び景観保全等を考慮した適切な措置に関する事項</p> <p>(4) 緊急時連絡体制表</p> <p>(5) 長時間の駐車等の利用トラブルが生じた際の対応に関する事項</p> <p>(6) 充電機器に故障等の不具合が発生した場合に備えた充電機器の近くへの連絡先の記載等、利用者が連絡を取ることができる措置に関する事項</p> <p>(7) 周辺の充電環境や実態等を踏まえた充電待ちによる混雑の発生が懸念される場合における複数の充電口の設置や、充電待ちに対する注意喚起の看板の設置、充電の利用状況や充電の予約確認ができる仕組み等、充電待ちによる渋滞防止対策に関する事項</p> <p>5 占有許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を附するものとする。</p> <p>(1) 道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。</p> <p>(2) 災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。</p> <p>(3) 提出した事業計画書に基づき、適切な管理等を行うこと。</p> <p>(4) 防災、環境保全及び景観保全の観点から事業計画書作成段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然環境及び近隣への配慮を行うように努めること。</p> <p>(5) 災害及び飛び石等による充電機器の破損や第三者及び走行車両への被害をもたらすおそれのある事象、その他充電機器の異常が発生した場合には、直ちに状況を確認すること。また、現地での対応が必要な場合は、速やかに現地を確認し、被害の拡大防止など必要な措置を行うこと。</p> <p>(6) 緊急時連絡体制表に変更があれば直ちに道路管理者に報告をすること。</p> <p>6 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電機器の利用者にとって不便な場所である場合、又は道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電機器の設置が困難となる場合は、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</p> <p>(関係通知)</p> <p>1 「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」の策定</p>	

改正	現行
<p>について(技術的助言)」(令和5年5月12日付け国道利第4号・国道国技第78号・国道環第23号)</p> <p>2 「電気自動車等のための充電機器に係る道路占用の取扱いについて」(令和5年11月10日付け国道利第30号・国道メ企第56号・国道環第84号)</p> <p>[追加：令和6年]</p>	

改正	現行
<p>法第1号物件 <u>－その他－</u></p> <p><u>蓄電池</u></p> <p>(方針)</p> <p><u>蓄電池は、無線基地局等の工作物等に附帯して災害時における予備電源として設置され、又は、太陽光発電設備等に附帯して発電された電力を貯蔵するために設置されるといった利用形態が通常であることから、その態様に鑑み、蓄電池の占有を認めるに当たっては、他の占有物件に附帯することを基本とする。</u></p> <p>(位置)</p> <p><u>当該蓄電池が附帯する占有物件に近接する場所を原則とすること。</u></p> <p>(構造)</p> <p>1 <u>蓄電池には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。</u></p> <p>2 <u>蓄電池の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。</u></p> <p>3 <u>倒壊、落下、火災その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。</u></p> <p><u>蓄電池を他の工作物等に添加する場合、その取付方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添加される工作物等の倒壊等のおそれが生じ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。</u></p> <p>4 <u>蓄電池の個数及び規模は、当該蓄電池が附帯する占有物件に応じて必要最小限であること。</u></p> <p>(その他)</p> <p>1 <u>占有許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を附するものとする。</u></p> <p>(1) <u>道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び無電柱化の一環として蓄電池が添加されている工作物等につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により蓄電池を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>[追加：令和6年]</p>	<p>(新規)</p>

改正	現行
<p>法第1号物件　－柱類－ 電(話)柱(支線、支線柱を含む。)</p> <p>(略)</p> <p>〔一部改正：令和6年〕</p> <p>○道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>1 改正の概要</p> <p>(1) 改正の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第36条において、道路管理者は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者(同項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第15号の4に規定する特定卸供給事業者を除く。)がその事業の用に供する電線又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電線について、道路の占用の許可の申請があった場合において、法第33条第1項の規定に基づく道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)で定める基準に適合するときは、道路の占用の許可を与えなければならないこととされている。</p> <p>(略)</p>	<p>法第1号物件　－柱類－ 電(話)柱(支線、支線柱を含む。)</p> <p>(略)</p> <p>〔一部改正：令和3年〕</p> <p>○道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>1 改正の概要</p> <p>(1) 改正の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第36条において、道路管理者は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者(同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。)がその事業の用に供する電線又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電線について、道路の占用の許可の申請があった場合において、法第33条第1項の規定に基づく道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)で定める基準に適合するときは、道路の占用の許可を与えなければならないこととされている。</p> <p>(略)</p>

改正	現行
<p>法第1号物件　－その他の物件－ 無線基地局</p> <p>(方針) 公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。 なお、<u>地上機器(路上変圧器等)、電(話)柱、公衆電話ボックス、街灯、信号機柱、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄及び地下通路出入口を管理する者から添架の承諾を受けた場合に限る。</u></p> <p>(位置)</p> <p>1 <u>地上機器、電(話)柱、公衆電話ボックス、信号機柱、道路標識柱(片持ち式の大型案内標識を支持する標識柱に限る。)、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄、地下通路出入口並びに無電柱化事業施工中又は完了後においてはこれに加えて街(路)灯(原則として、占用物件であるものに限る。)</u>又は横断歩道橋(以下「<u>法第1号物件 -その他の物件 - 無線基地局</u>」において「<u>工作物等</u>」という。)に添架できるものとし、専用柱の設置は認めない。</p> <p>2 <u>1の柱類等に添架できる基地局は、原則1基とする。複数の無線基地局を同一の工作物等に添加する場合は、1つの箱に収容し、又は1本の腕金に設置するなど1ヶ所に集約することを原則とし、1ヶ所に集約することができない場合は、1工作物等につき1無線基地局とする。</u></p> <p>3 信号機柱に添架する場合で、信号機本体と柱の管理者が異なるときは、双方の管理者から添架の承諾を受けた場合限り添架できるものとする。</p> <p>4 他に添架可能な物件がなく、かつ、添架できないことで周辺地域におけるパーソナル・ハンディホン・システムの使用が著しく困難になると見込まれる場合に限り、道路管理者が管理する街灯に添架できるものとするが、この場合においては、添架対象の街灯が荷重に耐えられることを証する書面を添付して道路部長に協議すること。</p> <p>5 横断歩道橋に添加する場合は、歩行者の手の届かない場所に設置すること。 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>1 基地局をビルの屋上等に設置する場合、道路の上空占用は認めないこととする。</p>	<p>法第1号物件　－その他の物件－ 無線基地局</p> <p>(方針) 公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。 なお、電(話)柱、公衆電話ボックス、街灯、信号機柱、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄及び地下通路出入口を管理する者から添架の承諾を受けた場合に限る。</p> <p>(位置)</p> <p>1 電(話)柱、公衆電話ボックス、信号機柱、道路標識柱(片持ち式の大型案内標識を支持する標識柱に限る。)、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄、地下通路出入口並びに無電柱化事業施工中又は完了後においてはこれに加えて街(路)灯(原則として、占用物件であるものに限る。)又は横断歩道橋に添架できるものとし、専用柱の設置は認めない。</p> <p>2 <u>1の柱類等に添架できる基地局は1基とする。複数の事業者の基地局を同一の柱類等に添架する場合は共用基地局を設置すること。</u></p> <p>3 信号機柱に添架する場合で、信号機本体と柱の管理者が異なるときは、双方の管理者から添架の承諾を受けた場合限り添架できるものとする。</p> <p>4 他に添架可能な物件がなく、かつ、添架できないことで周辺地域におけるパーソナル・ハンディホン・システムの使用が著しく困難になると見込まれる場合に限り、道路管理者が管理する街灯に添架できるものとするが、この場合においては、添架対象の街灯が荷重に耐えられることを証する書面を添付して道路部長に協議すること。</p> <p>5 横断歩道橋に添加する場合は、歩行者の手の届かない場所に設置すること。 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>1 基地局をビルの屋上等に設置する場合、道路の上空占用は認めないこととする。</p>

改正	現行
<p>2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。</p> <p>3 認定電気通信事業者からの委託等を受けた者による占有許可申請である場合には、当該申請に係る占有の場所における無線基地局の設置を内容とする委託等を受けていることについて、契約書等を占有許可申請書に添付させ、これにより確認することとする。</p>	<p>2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。</p> <p>(新規)</p>
<p>4 無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線その他無線基地局を設置するために設けられる物件（認定電気通信事業者から委託等を受けた者が、当該認定電気通信事業者による認定電気通信事業の用に供される無線基地局を設置するか否かにかかわらず、当該無線基地局のために設置するものを含む。）については、本基準に準じて取り扱うこととする。</p>	<p>(新規)</p>
<p>5 緊急輸送道路又は法第37条第1項の規定（第3号に係る部分に限る。）による占有の禁止又は制限（電柱又は電話を対象とするものに限る。）がなされた道路における電柱又は電話柱への添加については、1柱につき1無線基地局を超える新たな添加は認めないものとする。</p> <p>〔一部改正：令和6年〕</p>	<p>(新規)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>路上変圧器への無線基地局設置イメージ図</p> 	<p>(新規)</p>

改正	現行
<p>法第2号物件 ー地下埋設管ー 地下埋設管</p> <p>(方針) (略)</p> <p>(定義) 本定義中「管径」は、いわゆる「呼び径」を含むものとする。 ＜特定管路＞</p> <p>(1)電気事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼管 (JIS G 3452) 管径 250mm以下のもの ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 250mm以下のもの ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 175mm以下のもの ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm以下のもの ・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 5.4 kgf/cm²以上) φ 125×9条以下のもの ・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411) 28mm以下のもの ・電力ケーブル 600V CVQ ケーブル (より合せ外径 64 mm) ・電力ケーブル 600V CVQ ケーブル (より合せ外径 27 mm) <p>(略)</p> <p>[一部改正：令和6年]</p>	<p>法第2号物件 ー地下埋設管ー 地下埋設管</p> <p>(方針) (略)</p> <p>(定義) 本定義中「管径」は、いわゆる「呼び径」を含むものとする。 ＜特定管路＞</p> <p>(1)電気事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼管 (JIS G 3452) 管径 250mm以下のもの ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 250mm以下のもの (新規) ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm以下のもの ・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 5.4 kgf/cm²以上) φ 125×9条以下のもの ・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411) 28mm以下のもの ・電力ケーブル 600V CVQ ケーブル (より合せ外径 64 mm) ・電力ケーブル 600V CVQ ケーブル (より合せ外径 27 mm) <p>(略)</p> <p>[一部改正：令和元年]</p>

改正	現行
<p>令第9号物件 ー高架道路路面下施設ー 高架道路の路面下における施設</p> <p>(方針) 極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高架下の占有は、<u>占有の目的、占有の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占有物件を的確に管理することができる者に限り</u>認めることができる。</p> <p>具体には、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であることとする。</p> <p>(1) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検</p> <p>(2) 高架の道路からの落下物の有無の点検</p> <p>(3) 不法占有、不法投棄、落書き等の有無の点検</p> <p>(4) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理</p> <p>(5) その他当該道路の管理上必要と認められる事項</p> <p>(略)</p> <p>[一部改正：令和6年]</p>	<p>令第9号物件 ー高架道路路面下施設ー 高架道路の路面下における施設</p> <p>(方針) 極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高架下の占有は、<u>地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者に限り</u>認めることができる。</p> <p>具体には、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であることとする。</p> <p>(1) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検</p> <p>(2) 高架の道路からの落下物の有無の点検</p> <p>(3) 不法占有、不法投棄、落書き等の有無の点検</p> <p>(4) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理</p> <p>(5) その他当該道路の管理上必要と認められる事項</p> <p>(略)</p> <p>[一部改正：平成30年]</p>

改正	現行
<p>法第1号物件 ー柱類ー 街（路）灯、防犯灯</p> <p>（方針） 地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が設ける場合に限り認めることができる。<u>なお、道路法第33条第2項第5号に規定する者が設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>〔一部改正：令和6年〕</u></p>	<p>法第1号物件 ー柱類ー 街（路）灯、防犯灯</p> <p>（方針） 地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が設ける場合に限り認めることができる。</p> <p>（略）</p>

改正	現行
<p>法第1号物件　－建物類－ バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋</p> <p>(方針) 公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>1　バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次に該当するものを設置する場合</p> <p>(1) バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室（以下、「バス停留所等」という。）に設置するもの</p> <p>(2) 「第1号物件－簡易設置物－ベンチ、スツール」に付随して設置するもの なお、(2)の場合で、<u>道路法第33条第2項第5号に規定する者が設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>2　バス停留所上屋に付随して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは、バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。</p> <p>(略)</p> <p>[一部改正：令和6年]</p>	<p>法第1号物件　－建物類－ バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋</p> <p>(方針) 公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>1　バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次に該当するものを設置する場合</p> <p>(1) バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室（以下、「バス停留所等」という。）に設置するもの</p> <p>(2) 「第1号物件－簡易設置物－ベンチ」に付随して設置するもの</p> <p>2　バス停留所上屋に付随して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは、バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。</p> <p>(略)</p> <p>[一部改正：平成26年]</p>

改正	現行
<p>法第1号物件　－簡易設置物－ ベンチ、スツール</p> <p>(方針) バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次のいずれかに該当するものを設置する場合に限り認めることができる。<u>なお、道路法第33条第2項第5号に規定する者が歩行者の利便の用に供するために設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) バス停留所及びタクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設に設置されるもの (2) 道の駅建設事業により設置されるもの (3) 道路広場、道路余地に設置するもの</p> <p>(略)</p> <p>[一部改正：令和6年]</p>	<p>法第1号物件　－簡易設置物－ ベンチ、スツール</p> <p>(方針) バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次のいずれかに該当するものを設置する場合に限り認めることができる。</p> <p>(1) バス停留所及びタクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設に設置されるもの (2) 道の駅建設事業により設置されるもの (3) 道路広場、道路余地に設置するもの</p> <p>(略)</p> <p>[一部改正：平成26年]</p>

改正	現行
<p>法第1号物件　－簡易設置物－ フラワーポット</p> <p>(方針) 極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。<u>なお、道路法第33条第2項第5号に規定する者が道路の緑化のために設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>〔一部改正：令和6年〕</u></p>	<p>法第1号物件　－簡易設置物－ フラワーポット</p> <p>(方針) 極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>(略)</p>

改正	現行
<p>法第1号物件　－その他の物件－ 花壇</p> <p>(方針) 極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。<u>なお、道路法第33条第2項第5号に規定する者が道路の緑化のために設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>〔一部改正：令和6年〕</u></p>	<p>法第1号物件　－その他の物件－ 花壇</p> <p>(方針) 極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>(略)</p>